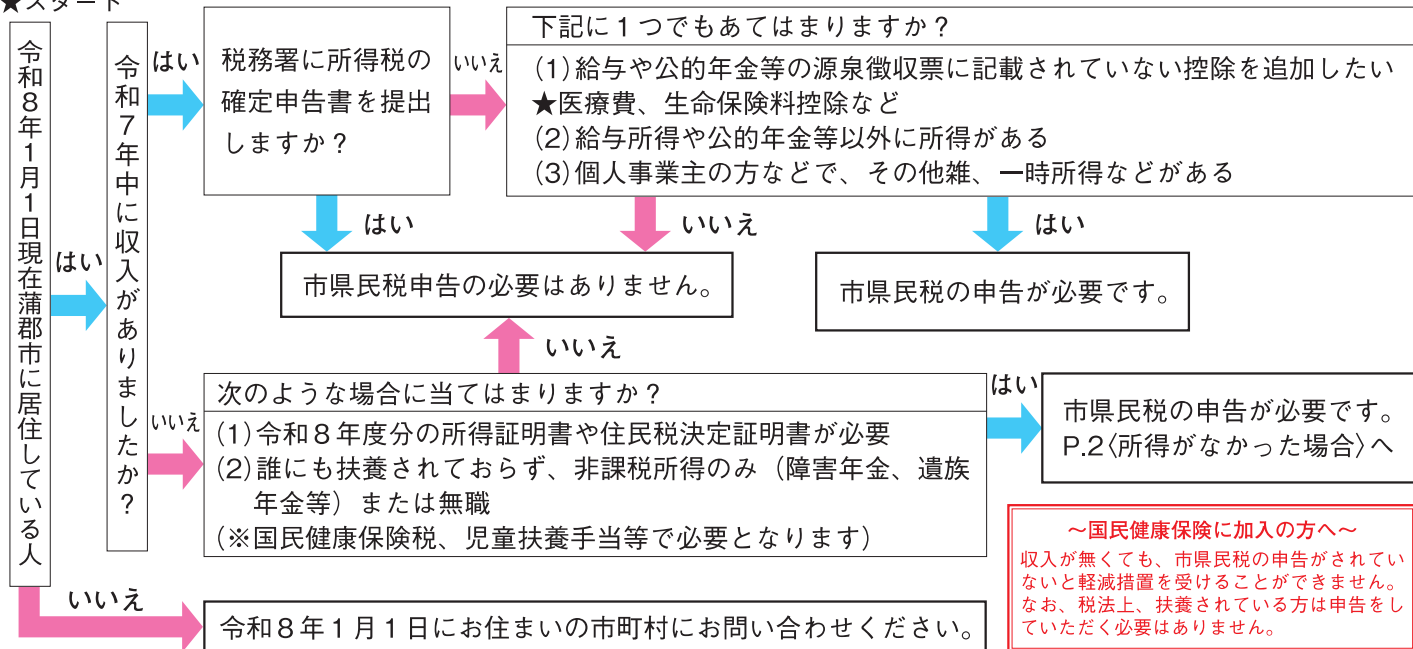


市民税・県民税申告書は、あなたの市民税・県民税を算出する基礎となるものです。
正しく記入し、期限（3月16日）までに提出してください。
申告会場の混雑を避けるため申告書の郵送提出にご協力ください。

★スタート



申告（相談）受付日程		
申告期間	受付時間	申告会場
2月4日（水）	午前9時～午後4時	大塚公民館（3階集会室）
2月5日（木）		三谷公民館 （2階第3集会室）
2月6日（金）		
2月9日（月）		形原公民館 （1階大ホール）
2月10日（火）		
2月12日（木）		西浦公民館（2階講堂）
2月16日（月）～3月16日（月） （土、日、祝を除く） ※ただし、2月21日（土）は開場 受付時間：午前9時から正午まで		蒲郡市民体育センター

申告（相談）受付は、事前予約制です。下記より前日17時（土、日、祝を除く）までにご予約ください。

※市役所窓口では申告（相談）の受付は行いません（すべて記入済みの申告書の提出はできます）。

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/zeimu/r8shinkoku.html>



申告についての問い合わせ先

蒲郡市役所 総務部税務課 市民税係

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号 / 電話 (0533) 66-1116 (直通)

市民税・県民税申告書の提出期間は

2月16日から3月16日までです。

所得金額

(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間について記入してください。)

《所得がなかった場合》

(1) 表面⑳に「0」と記入してください。

合	計	㉔	0
---	---	---	---

(2) 裏面右下の「16 所得がなかった場合の記載欄」の該当するものに「○」をつけてください。

16 所得がなかった場合の記載欄

- 1 扶養(援助)されていた。扶養者：(氏名) (続柄)
- (☐同居 ☐別居・住所)
- 2 失業中であった。(失業期間) ～ (雇用保険 有・無)
- 3 病気療養中であった。
- 4 非課税所得があった。遺族年金 障害年金 その他()
- 5 学生であった。令和7年12月31日現在の学校名()
- 6 その他 預貯金・()

事業(営業等・農業)、不動産所得のある方

事業	営業	販売、製造、サービス業、外交員、内職、作家、漁業などから生ずる所得
	農業	農作物、酪農、果樹などから生ずる所得
不動産		地代、家賃、権利金などから生ずる所得

・営業・農業・不動産それぞれについて、裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入し、収入金額を表面の①②⑤に、所得金額を表面の⑯⑰⑳に記入してください。

7 事業・不動産所得に関する事項				
所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業・農業 不動産		円	円	円
営業・農業 不動産				

事業等	①	円
農業	②	
不動産	⑤	

所得金額を記入
(所得金額=収入金額-必要経費-専従者控除額-青色申告特別控除額)

事業等	⑯	
農業	⑰	
不動産	⑳	

※事業専従者がいる場合は、裏面「11 事業専従者に関する事項」をご記入ください。

利子所得

公社債や預貯金の利子などの所得

収入金額=利子所得の金額(源泉分離課税は除く)

・表面⑥および㉑に記入してください。

配当所得

株式や出資の配当などの所得

収入金額-株式などの元本取得のために要した負債の利子=配当所得の金額

・表面⑦および㉒、裏面「8 配当所得に関する事項」に記入してください。

給与収入のある方 給与、賞与、賃金、パート収入など

- ・収入金額を表面の⑧に記入してください。
「収入金額」＝源泉徴収票の「支払金額」
※複数の給与がある場合はすべて合算してください。
- ・給与所得を表面の②③に記入してください。
「給与所得」＝源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」
給与所得は下記の計算表を用いて算出してください。
- ・源泉徴収票がない場合は、裏面「6 給与所得の内訳」に記入してください。
合計金額が収入金額等です。

令和 年分 給与所得の源

支払を受ける者	住所又は居住者	源泉徴収票 [個人番号] [氏名] [住所]
種別	支払金額	給与所得控除後の金額
	円	円

【給与所得計算表】

給与等の収入金額(税込み)	円	A
Aの金額	給与所得の金額	
～ 650,999円	0円	
651,000円～1,899,999円	A - 650,000円	
1,900,000円～3,599,999円	A ÷ 4 × 2.8 - 80,000円	
3,600,000円～6,599,999円	A ÷ 4 × 3.2 - 440,000円	
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円～	A - 1,950,000円	

1 収入金額等	事業・営業等	①	円
	農業	②	
	不動産	⑤	
	配当	⑦	
	給与	⑧	
	公的年金等	⑩	
	雑所得	⑪	
	その他	⑫	
	短期	⑬	
	長期	⑭	
2 所得金額	事業・営業等	⑮	
	農業	⑯	
	不動産	⑳	
	配当	㉑	
	給与	㉒	
	公的年金等	㉓	
	雑所得	㉔	
	その他	㉕	
	合計	㉖	
	合計	㉗	

所得金額調整控除

- 給与収入金額が850万円超で、次の(1)～(3)にあてはまる方は④に1と記入してください。
 - (1) 23歳未満の扶養親族を有する
 - (2) あなたが特別障害者である
 - (3) 特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有する
 (給与収入 - 850万円) × 0.1 = 「所得金額調整控除額 (最大15万円)」
- ・裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」に扶養親族の氏名等を記入し、求めた調整控除額を給与所得から差し引き、表面の②③に記入してください。
- 給与所得と公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える方は④に2と記入してください。
 - ・給与所得から所得調整控除を差し引き、表面の②③に記入してください。
|給与所得 (10万円を限度) + 公的年金等雑所得 (10万円を限度)| - 10万円 = 控除額
- 上記2つに当てはまる場合は④に3と記入してください。

公的年金等収入のある方 国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給など

- ・公的年金等収入金額を表面の⑩に記入してください。
「収入金額」＝源泉徴収票の「支払金額」
- ※複数の年金がある場合はすべて合算してください。
- ・下記の公的年金の計算表を用いて、所得を算出し、
表面の所得金額⑭、⑮に記入してください。
- ※遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので、合算
しないでください。

合	計	⑮
(⑭ + ⑯ + ⑰)		

【公的年金の所得計算表】

●昭和36年1月2日以後に生まれた方（65歳未満の方）

Aの金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超～ 2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,299,999円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円 ～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

●昭和36年1月1日以前に生まれた方（65歳以上の方）

～ 3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円 ～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

他の所得にあてはまらない所得（その他雑所得） 原稿料や生命保険契約に基づく個人年金の所得など

その他雑所得の収入金額－必要経費＝その他雑所得

- ・裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入し、収入金額を表面の⑳または㉑に、所得金額を表面の㉒または㉓に記入してください。
- ・業務に係る雑所得とは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものが該当します。
- ・その他雑所得とは、公的年金等や業務以外のものが該当します。
- ・公的年金等、業務、その他所得をすべて合算して㉔に記入してください。

総合譲渡所得 土地、建物、株式等以外の資産を譲渡したことによる所得

●短期譲渡所得（保有期間が5年以内の資産の譲渡）

総収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額

●長期譲渡所得（保有期間が5年を超える資産の譲渡）

（総収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額）×1/2＝譲渡所得の金額

※特別控除額は（総収入金額－必要経費）か50万円のいずれか少ない方です。

特別控除額は短期譲渡と長期譲渡あわせて最大50万円です。

- ・申告書表面㉕㉖および㉗、裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。

一時所得 生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得

（総収入金額－必要経費－特別控除額）×1/2＝一時所得の金額

※特別控除額は（総収入金額－必要経費）か50万円のいずれか少ない方です。

- ・申告書表面㉘および㉙、裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。

所得から差し引かれる金額

雑損控除 災害、盗難等により住宅や家財などに損害を受けた場合

次の(1)または(2)のいずれか多い方の金額＝控除額

(1)差引き損失額－総所得金額等×10%

(2)差引き損失額のうち災害関連支出金の金額－5万円

※差引き損失額＝「損害金額」－「保険金等補填金額」

- ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の③⑩に必要事項を記入し、算出した控除額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」③⑩に記入してください。

医療費控除 あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払ったとき

●通常の医療費控除

支払った医療費－保険金等で補填される金額－A＝控除額（上限200万円）

※A＝申告書の②⑦の金額の5%と100,000円のいずれか低いほう

●セルフメディケーション税制

スイッチOTC医薬品の購入金額－保険金等で補填される金額－12,000円＝控除額（上限8万8千円）

※通常の医療費控除の適用かセルフメディケーション税制の適用かどちらか一方を選択してください。

- ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の③⑪に支払った医療費の金額等を記入し、算出した控除額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」③⑪に記入してください。

社会保険料控除 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続保険料などの支払った保険料

支払った金額の全額＝控除額

- ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の③⑫に支払った金額を記入し、合計額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」③⑫に記入してください。

小規模企業共済等掛金 小規模企業共済掛金、確定拠出法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金などの支払った掛金

支払った金額＝控除額

- ・所得から差し引かれる金額③⑬に支払った額の合計額を記入してください。

生命保険料控除 生命保険、簡易保険、個人年金などの保険料

下記の生命保険料控除の計算表で求めた額＝控除額

- ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の④④⑤、⑤⑥～⑤⑧に支払った保険料の計をそれぞれ記入してください。

④ 生命保険料控除	☐ 新契約 ☐ 旧契約	生命保険料の計	⑤⑥	円	生命保険料の計	④④	円
		個人年金保険料の計	⑤⑦	円	個人年金保険料の計	④⑤	円
		介護医療保険料の計	⑤⑧	円			

- ・下記の生命保険料控除の計算表から算出した生命保険料控除額を表面右欄④④「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。

【生命保険料控除の計算表】

	●旧契約分 (平成23年12月31日以前に締結した契約分)		●新契約分 (平成24年 1 月 1 日以後に締結した契約分)	
種類	一般生命保険料・個人年金保険料		一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料	
限度額	それぞれ35,000円を上限とし、控除限度額は70,000円		それぞれ28,000円を上限とし、控除限度額は70,000円	
控除額計算表	年間の支払額	控除額	年間の支払額	控除額
	15,000円まで	支払額	12,000円まで	支払額
	15,001円～40,000円	支払額÷ 2 + 7,500円	12,001円～32,000円	支払額÷ 2 + 6,000円
	40,001円～70,000円	支払額÷ 4 + 17,500円	32,001円～56,000円	支払額÷ 4 + 14,000円
	70,001円以上	35,000円	56,001円以上	28,000円

※新契約と旧契約の双方について一般生命保険料または個人年金保険料の控除を受ける場合は、28,000円が限度額です。

地震保険料控除

地震保険契約や、旧長期損害保険契約の保険料

下記の地震保険料控除の計算表で求めた額＝控除額

- ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の④⑥・④⑦に支払った保険料の計をそれぞれ記入してください。

③⑤ 地震保険料 控除	☐ 地震保険料 控除	地震保険料		旧長期損害保険料	
		合計 ④⑦	円	合計 ④⑥	円

- ・下記の地震保険料控除の計算表から算出した地震保険料控除額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」③⑤に記入してください。

【地震保険料控除の計算表】

地震保険料支払額計		旧長期損害保険料支払額計	
支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額
50,000円まで	支払った保険料の全額 ÷ 2	5,000円まで	支払った保険料の全額
50,001円以上	一律25,000円	5,001円～15,000円	支払った保険料の全額 ÷ 2 + 2,500円
		15,001円以上	一律10,000円

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方の支払いがある場合は合計額（上限25,000円）

※一つの契約が地震保険と旧長期損害保険のいずれにも該当するときは、いずれか一つのみ該当するものとして計算します。

寡婦、ひとり親控除

寡婦、ひとり親ともに合計所得が500万円以下で、令和7年12月31日現在、下記の条件にあてはまる方

「寡 婦」＝控除額 26万円

- (1) 夫と死別した後、再婚していない方や夫が生死不明の方
 - (2) 夫と死別・離婚した後、再婚していない方や夫が生死不明の方で、総所得金額等が58万円以下の子以外の扶養親族を有する方
- ※(1)、(2)ともに事実上婚姻関係と認められる者がいないこと

「ひとり親」＝控除額 30万円

- (1) 現に婚姻していない方や配偶者が生死不明の方のうち事実上婚姻関係と認められる者がいない方で、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有する方

- ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の③⑦の該当区分にチェックし、上記にあてはまる控除額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」③⑦に記入してください。

勤労学生控除

あなたが特定の学校の学生、生徒で、所得85万円以下、かつ勤労によらない所得が10万円以下の方

勤労学生控除＝26万円

- ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の③⑧－1に学校名を記入し、控除額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」③⑧に記入してください。
- ※障害者控除額もある方は、合計額を記入します。

障害者控除

令和7年12月31日現在、あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者であるとき

障害者控除額＝26万円、特別障害者控除額＝30万円、同居特別障害者控除額＝53万円

※特別障害は、身体1・2級、精神1級、療育A判定の方などが該当します。

- ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の③⑧－2に該当の方の氏名等を記入し、控除額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」③⑧に記入してください。
- ※勤労学生控除もある方は、合計額を記入します。

扶養控除

令和7年12月31日現在、あなたに控除対象扶養親族がいる場合

下記の表で求めた額＝控除額

- ・あなたと生計を一にする親族のうち、令和7年分の合計所得金額が58万円以下の者がいる場合は、控除が受けられます。（事業専従者や他の所得者の扶養親族とされている者を除く）
 - ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の④に扶養親族の氏名等を記入し、控除額の合計を表面右側「4 所得から差し引かれる金額」④に記入してください。
- なお、別居している場合には、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。

区 分		備 考	控 除 額
扶養親族	一 般	平成19年1月2日～平成22年1月1日の間、または昭和31年1月2日～平成15年1月1日の間に生まれた方	33万円
	特 定	平成15年1月2日～平成19年1月1日の間に生まれた方	45万円
	老 人	昭和31年1月1日以前に生まれた方	38万円
	同居老人等	老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、同居している方	45万円
	16歳未満	平成22年1月2日以降に生まれた方	※

※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、均等割および所得割の非課税判定等に必要です。表面左欄の「16歳未満の扶養親族」に該当の方の氏名等をご記入ください。

配偶者控除・配偶者特別控除

あなたと配偶者の合計所得金額に応じて控除が受けられます。

下記の表で求めた額＝控除額

			あなたの合計所得金額			
			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額			控除額			
配偶者控除	58万円以下		33万円	22万円	11万円	控除額なし ^{※1}
		老人	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	58万円超～100万円以下		33万円	22万円	11万円	適用なし
	100万円超～105万円以下		31万円	21万円	11万円	
	105万円超～110万円以下		26万円	18万円	9万円	
	110万円超～115万円以下		21万円	14万円	7万円	
	115万円超～120万円以下		16万円	11万円	6万円	
	120万円超～125万円以下		11万円	8万円	4万円	
	125万円超～130万円以下		6万円	4万円	2万円	
	130万円超～133万円以下		3万円	2万円	1万円	

※1 同一生計配偶者に該当します。障害者控除の適用を受けることができます。表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の同一生計配偶者にチェックしてください。

- ・表面左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の③⑨・④⑩・④⑪に配偶者の方の氏名等を記入し、控除額を表面右欄「4 所得から差し引かれる金額」③⑨または④⑩に記入してください。

特定親族税額控除

あなたと生計を一にする親族のうち、平成15年1月2日～平成19年1月1日の間に生まれた特定親族で、令和7年分の合計所得金額が58万円を超える者がいる場合には、該当親族の合計所得金額に応じて控除が受けられます。

下記の表で求めた額＝控除額

特定親族の合計所得金額	市県民税	特定親族の合計所得金額	市県民税
580,001円 ～ 950,000円	450,000円	1,100,001円 ～ 1,150,000円	110,000円
950,001円 ～ 1,000,000円	410,000円	1,150,001円 ～ 1,200,000円	60,000円
1,000,001円 ～ 1,050,000円	310,000円	1,200,001円 ～ 1,230,000円	30,000円
1,050,001円 ～ 1,100,000円	210,000円		

基礎控除

合計所得金額に応じて控除が受けられます。

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超～2,450万円以下	2,450万円超～2,500万円以下	2,500万円超～
基 礎 控 除	43万円	29万円	15万円	控除額なし

寄附金税額控除

法令で定められた寄附をした方

- ・裏面「14 寄附金に関する事項」に寄附金額（支払い金額）を記入してください。

申告書の記入例

蒲郡市に住所を有する蒲郡一郎及び一郎の家族の令和7年中の所得状況は次のとおりです。

一郎（昭和32年1月1日生）

給与収入(A)（年末調整済） 3,560,400 円

年金収入(C) 1,390,000 円

支払社会保険料 286,100 円

支払新生命保険料 31,000 円

支払地震保険料（旧長期） 13,000 円

妻（春子）（昭和33年4月24日生）

給与収入のみ 970,000 円

長男（太郎）（平成3年8月31日生）

収入なし、同居の特別障害者

長女（花子）（平成15年9月2日生）

給与収入のみ 1,650,000 円

孫（次郎）（平成22年5月5日生）

収入なし

☆本人及び控除対象配偶者、控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。

蒲郡市長 殿	年 月 日提出
住 所	443-8601
1月1日現在	旭町17-1
フリガナ	ガマゴオリ イチロウ
氏 名	蒲 郡 一 郎
生年月日	明・大 昭和 32 年 1 月 1 日
個人番号	123456789123
業種又は職業	電話番号 0533-66-1116
現 住 所	
代理人氏名	続柄

令和8年度分 市民税 申告書

※この欄には記入しないでください。													
本人該当		配偶者		扶 養		扶養障害		その他		申告者		その他	
障 害 特 別	事 務 担 当	勤 労 学 生	有 限 公 司	老 人 16 歳 未 満	特 定 老 人	同 居 合 計	特 殊 合 計	そ の 他	青 年	中 告 者	そ の 他	中 告 者	そ の 他
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

特定親族の合計所得金額							
50万円超 85万円以下	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下
108	109	110	111	112	113	114	115
人	人	人	1 人	人	人	人	人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

③ 社会保険料控除	源泉徴収票のとおり	286,100 円
③④ 生命保険料控除	新契約 生命保険料の計 31,000 円 旧契約 生命保険料の計 円 個人年金保険料の計 円 介護医療保険料の計 円	円
③⑤ 地震保険料控除	地震保険料 円 旧長期損害保険料 円	円
③⑦・③⑧-1 寡婦、ひとり親、勤労学生控除	③⑦ 寡婦控除 ③⑧-1 ひとり親控除 勤労学生控除	円
③⑧-2 障害者控除	氏名 蒲郡 太郎 障害の程度 身・精 1 級 個人番号 345678912345	円
③⑨～④① 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名 蒲郡 春子 生年月日 明・大 昭和 33・4・24 配偶者の合計所得金額 320,000 円 個人番号 234567891234	円
④② 特定扶養親族特別控除	氏 名 蒲郡 太郎 生年月日 明・大 昭和 3・8・31 個人番号 345678912345 氏 名 蒲郡 花子 生年月日 明・大 昭和 15・9・2 個人番号 567891234567 氏 名 蒲郡 次郎 生年月日 明・大 昭和 22・5・5 個人番号 456789123456	円

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

④③ 雑損控除	損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損害を受けた資産の種類
④④ 医療費控除	支 払 っ た 医 療 費 等	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額

※別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。

④⑤ 雑損控除	損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損害を受けた資産の種類
④⑥ 医療費控除	支 払 っ た 医 療 費 等	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額

証明用	会 場	窓 口	郵 送	別 添
				なし・収支・番 控除・他
受 付 確 認				

1 収入金額等	事業 業 等 ①	円
2 所得金額	事業 業 ②	
3 所得から差し引かれる金額	不 動 産 ⑤	
4 所得から差し引かれる金額	利 子 ⑥	
5 所得から差し引かれる金額	配 当 ⑦	
6 所得から差し引かれる金額	給 与 ⑧	3,560,400
7 所得から差し引かれる金額	公 的 年 金 等 ⑩	1,390,000
8 所得から差し引かれる金額	雑 業 務 ⑥⑩	
9 所得から差し引かれる金額	そ の 他 ⑥⑩	
10 所得から差し引かれる金額	総 合 譲 渡 ⑫	
11 所得から差し引かれる金額	長 期 ⑬	
12 所得から差し引かれる金額	一 時 ⑭	
13 所得から差し引かれる金額	事業 業 等 ⑮	
14 所得から差し引かれる金額	事業 業 ⑯	
15 所得から差し引かれる金額	不 動 産 ⑰	
16 所得から差し引かれる金額	利 子 ⑱	
17 所得から差し引かれる金額	配 当 ⑲	
18 所得から差し引かれる金額	給 与 ⑳	2,312,000
19 所得から差し引かれる金額	公 的 年 金 等 ㉒	290,000
20 所得から差し引かれる金額	雑 業 務 ㉒	
21 所得から差し引かれる金額	そ の 他 ㉒	
22 所得から差し引かれる金額	合 計 ㉒+㉓+㉔	290,000
23 所得から差し引かれる金額	総 合 譲 渡 ・ 一 時 ㉕	
24 所得から差し引かれる金額	合 計 ㉕	2,602,000
25 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ㉖	286,100
26 所得から差し引かれる金額	小規模企業共済等掛金控除 ㉗	
27 所得から差し引かれる金額	生命保険料控除 ㉘	21,500
28 所得から差し引かれる金額	地震保険料控除 ㉙	9,000
29 所得から差し引かれる金額	寡婦、ひとり親控除 ㉚	
30 所得から差し引かれる金額	勤労学生、障害者控除 ㉛	530,000
31 所得から差し引かれる金額	配偶者（特別）控除 ㉜	330,000
32 所得から差し引かれる金額	扶 養 控 除 ㉝	330,000
33 所得から差し引かれる金額	特定親族特別控除 ㉞	410,000
34 所得から差し引かれる金額	基 礎 控 除 ㉟	430,000
35 所得から差し引かれる金額	㉞から㉟までの計 ㊱	2,346,600
36 所得から差し引かれる金額	雑 損 控 除 ㊱	
37 所得から差し引かれる金額	医療費控除 ㊱	
38 所得から差し引かれる金額	合 計 ㊱	2,346,600

地方税法附則第4条の5（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例）の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「✓」をしてください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法	□ 給与から差引き（特別徴収）
	□ 自分で納付（普通徴収）